特別掛金の取扱い整理・給付区 分特例・編入特例等



ポイント

標記の件について、省令等の改正が実施され、併せて関連する照会事項に対して行政から回答がありましたのでご案内します。

1.特別掛金算定の取扱い整理

事業所ごとの特別掛金設定や事業所編入時等 の特別掛金の設定方法等について整理された。

2. 給付区分ごとの資産管理に関する特例 【新設】

全事業所を対象とした共通給付があり、またその上乗せ給付として別の給付区分(第2加算制度等)がある場合、給付区分ごとに年金資産を分別管理(剰余・不足を分別管理)することが可能とされた。

- 3.編入時の持込資産に関する特例 【新設】 過去期間を通算して編入する場合、数理債務を超える持込資産を当該編入事業所固有の剰余として取扱うことが可能とされた。
- 4. 資産分割方法の整理

制度分割、権利義務移転承継(事業所単位)の場合の資産分割は、給付現価、数理債務、責任準備金、最低積立基準額のいずれかの比により按分すると整理された(各債務比による受給権者先取りも可)。

事業所編入の他、新規設立、統合・合併、権利義務移転承継、給付区分新設、厚年基金第2加算へ加入する場合も同様

意見募集からの確認事項

- ▶ 制度分割を想定した規約文言の追加が必要。(全ての厚年基金·DB年金が対象)
- ▶ 決算様式の適用開始が平成21年3月31日基準と確認された。 給付区分特例、編入特例を過去に遡及して適用する場合、速やかに規約手当てを 行なうこととされており、平成21年3月31日まで(厚年基金の場合平成21年度予算 代議員会)の対応が求められると思われる。
- ▶ 今回整理された内容に合致していない取扱いを実施している場合、今後の対応に留意が必要。

1.特別掛金算定の取扱い整理

特別掛金の徴収対象を掛金計算時の加入事業所に限定することで、編入事業所の特別掛金を当初不要 1とすることが可能。

1 編入前の期間を通算する場合はこの限りでない

以下の2つの取扱いが可能。

全事業所共通の特別掛金率を適用

事業所ごとに編入時の積立状況に応じた過去勤務債務を把握し、事業所ごとの 特別掛金率を適用

なお、編入前の期間を通算する場合、編入時の過去勤務債務の償却方法については同一給付区分で統一する必要があるが、償却期間・償却割合は事業所ごとに設定可能(実務上は統一した方が管理が容易になる)。

の場合の数値例

	既存の加入事業所	H20年度 編入事業所	H21年度 編入事業所	H22年度 編入事業所
既に発生した特別掛金率	10‰(償却15年)	不要	不要	不要
H21/4追加分(再計算)	+ 2‰(償却14年)	+ 2‰(償却14年)	不要	不要
H22/4追加分(変更計算)	+ 1‰(償却13年)	+ 1‰(償却13年)	+ 1‰(償却13年)	不要
H22/4以降(合計) ²	13‰(償却13年)	3‰(償却13年)	1‰(償却13年)	不要

2 上記例の通り、各区分ごとに掛金率は異なるが、償却終了時期は統一しなければならない(償却期間は法令で定める範囲内で延長することが可能)

の場合の留意点

- ✓ 各区分ごとに掛金率が異なるため、掛金徴収に係る事務負担が大きい。
- ✓ 任意脱退に係る特別掛金徴収規程や事業所分割による新規事業所の取扱い等についても充分な検討が必要。
- ✓ 事業所単位に資産を分別管理する取扱いではない。
- ✓ 財政決算時、区分ごとに特別掛金収入見込みの差損益が発生するが、剰余・不足は制度全体で把握される。
 - 例)「既加入事業所:給与総額増加により差益発生、編入事業所:給与総額減少により差損 発生」の場合、差損益を合算して剰余·不足として把握するなど。
- ✓ 企業会計上、複数事業主制度としての例外処理が認められない可能性がある。

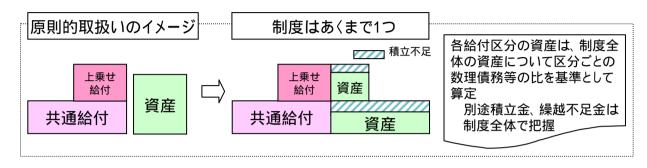
2. 給付区分特例

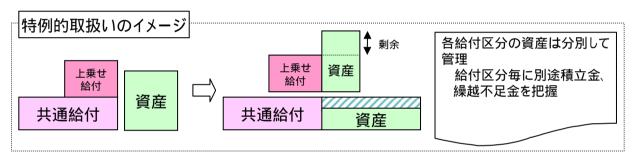
以下、の要件をともに満たす場合、規約に定めることにより当該給付区分ごとに資産を管理することが可能。

加入全事業所対象の共通給付がある。

その上乗せとして、一部の事業所のみを対象とする給付区分がある。

したがって、別途積立金、繰越不足金の管理、把握は給付区分ごとに行うこととなる。 対象としては、総合基金の第2加算や共通給付のあるグループ連合年金が考えられる。





留意点

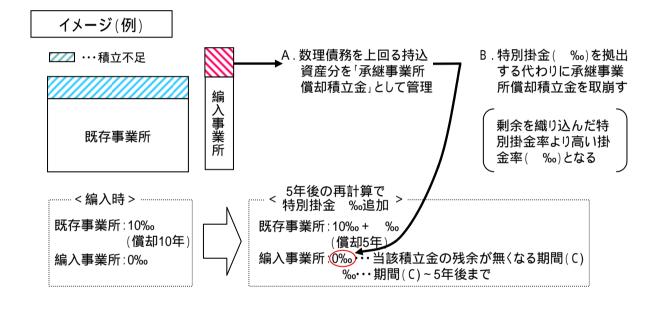
- ✓ 厚年基金の場合、基本部分の上乗せ(代行部分以外)及び加算部分がともに共通給付となっており、共通給付でプラスアルファ10%以上の給付水準が必要。
- ✓ 継続・非継続の財政検証及び積立上限については制度全体で判定。
- ✓ 既に給付区分ごとの資産管理を行い特例の要件を満たしている場合、速やかに規約にその 旨定めることにより過去に遡及して特例的取扱いを実施していたと見なすことが可能。その 際にその旨を証明する書類の提出は不要。
 - なお、「原則」から「特例」への変更は、今回の通知による特例措置開始時の他は企業年金の合併もしくは、上乗せ区分新設時しか認められない。また、「特例」から「原則」への変更は、制度の分割や事業所脱退により共通区分のみの制度になった場合を除き認められない。
- ✓ 特例の要件を満たさず給付区分ごとの資産管理を行っていた場合、次回財政再計算までのいずれかの計算基準日(財政再計算を含む)における後発債務からは、今回の通知に基づき対応すること。ただし、既存の先発債務に係る特別掛金までは問わない。
- ✓ 事業所ごとの拠出に対応する年金資産が算出できるとの会計士の判断により、複数事業主制度としての会計の例外処理が認められなくなる可能性がある。

3. 編入特例

過去期間を通算して編入する場合、規約に定めることで、数理債務を超える持込資産を 当該編入事業所の剰余(「承継事業所償却積立金」)として取扱うことが可能。

権利義務の移転承継で他制度から資産を持ち込む場合が対象と考えられる。 (「給付区分特例」と異なり共通給付は不要)

- ▶ 事業所ごとに編入時の積立状況に応じた過去勤務債務を把握し、事業所ごとの特別掛金を 徴収することが可能。
 - 当該先発債務について償却方法は制度で統一する必要があるが、償却期間は事業所別に 設定可能(実務上は統一した方が管理が容易になる)。
- 数理債務を上回る持込資産分は「承継事業所償却積立金」の勘定科目で管理。
- ▶ 再計算等で過去勤務債務が発生した場合、当該編入事業所の特別掛金は当該後発過去勤務債務と「承継事業所償却積立金」とを相殺。
- ▶ 先発債務と後発債務を区分して特別掛金を設定することが可能。



留意点

- ✓ 既に編入事業所の剰余を事業所ごとに把握しており、特例の要件を満たしている場合、速やかに規約にその旨定めることにより過去に遡及して特例的取扱いを実施していたとみなすことが可能。その際に、その旨を証明する書類は不要。
 - なお、遡及した日から現在までの承継事業所償却積立金の評価方法については、今回の通知に基づき取扱うこと。
- ✓ 編入特例の導入は随時可能。なお、適用後は編入特例の取扱いを行うことが必須となる。
- ✓ 会計処理として、複数事業主制度としての例外処理が認められない可能性がある。

4. 資産分割方法の整理

全ての厚年基金·DB年金で積立金の分割方法について規約の追加が必要

留意点

- ✓ 権利義務の移転承継や基金分割、規約型DBの積立金の分割等の場合を想定した規約手当てが必要で、遅くとも他の事項に関する規約変更がある場合には併せて規約変更すること。
- ✓ 資産分割方法は年金制度としての債務按分に基づいて算定する方法に限定。一時金として 評価する要支給額比や債務額自体を分割資産額とすることは今後認められない。

【変更诵知等】

・厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

(新規発出、平成20年9月11日年企発第0911002号)

(DB)

- ·確定給付企業年金法施行規則(改正)
- ・確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(新規発出、平成20年9月11日年発第0911001号)
- ・「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について(平成20年9月11日年企発第0911001号) (厚年)
- ·厚生年金基金規則(改正)
- ・「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について」の一部改正について(平成20年9月11日年発第0911003号)
- ・「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正について(平成20年9月11日年発第0911002号)
- ・「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて、の一部改正について(平成20年9月11日年発第0911004号)

以上

